

海岸漂着物地域対策推進事業

24年度補正：
10,000 百万円

- 海岸漂着物処理推進法の施行を受けて、国及び地方公共団体は、海岸漂着物対策に関し、施策を策定し実施する責務を有する(平成21年度補正予算において補助率10/10で実施)。
- 海岸漂着物処理推進法に基づき作成された地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制策等の取組に対する支援(補助率10/10及び1/2)を行う。



<事業の対象となる地域>

海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

<対象となる経費>

旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑務費及び委託料(施設整備、船舶や重機等の購入費は不可)

(1) 地域計画策定等

- 地域計画の策定・改定
- 地域計画の策定・改定に必要な調査

等、海岸漂着物等の対策の推進を図るための事業

(2) 協議会等の運営

- 都道府県、市町村、地域の関係者等により構成される協議会等の運営

(3) 海岸漂着物等の回収・処理

- 海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理(注)
- 海岸漂着物等の回収・処理に係る調査研究

等、海岸漂着物の回収・処理に関する事業

(4) 発生抑制対策

- 海岸漂着物等の発生の抑制に係る普及・啓発
- 海岸漂着物等の発生原因・抑制等に係る調査
- 発生抑制のための関係者間の連携・交流

等、海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業

- 海岸環境の悪化を防ぐための緊急的な措置として、補助率10/10(一部事業については補助率1/2)、15か月の事業として要求する。
- 当該事業終了後は、国による発生源等の調査事業や当該補助金による事業の成果を勘案し、自治体に応分の負担を求めべく、対象事業毎の補助率の見直しも検討していく考え。